

眞壁とし子さんの裁判闘争の終結に当たって

弁護士 大 口 昭 彦

- 1 このほど、眞壁とし子さんがキャノン電子労働組合を相手取って提起し闘い続けてきていた、不当解雇に対する地位確認請求訴訟が、訴訟上の和解を以て終結しました。

和解内容の詳細については、眞壁さんから報告されているとおりでありますが、「解雇」から、最終的に「使用者都合の退職」に変更されており、眞壁さんの素志が貫徹されたものとなっています。

長年月の、眞壁さんの原則を決して曲げない闘い・闘志・粘り強い闘いに、心から敬意を表します。また常に、眞壁さんの闘いを包み、励まして下さった支援の皆様方に、弁護団の一人として深く感謝致します。

そして、昨年1月に亡くなられた佐藤昭夫先生に、この結果を報告申し上げたいと思います。先生は、明快強靱な労働法理論を以て、一貫して闘いを支えて下さいました。

- 2 ニュースによりますと、労働契約法18条による有期労働契約の無期契約への転換の時期の到来を迎えて、不法不当な雇止めが横行しています。この事態は2014年の改正立法時に強く危惧されたところでしたが、危惧された事態が大規模に進行してしまっているのです。

しかも、例えば日通の場合、この雇止め条項の新設については、会社は「(企業内労組である)全日通労組と協定を結んだ結果」と豪語し、組合員である当事者が労組に駆け込むと、情報開示すら拒否したという状況です。

企業内労働組合が、会社の労務機関として機能する構造が、いよいよ強固なものとして形成されてきています。

3 眞壁さんの場合でも、会社からの経費援助まで受けていたキャノン電子労働組合は、長年、組合の活動を支えていた書記の皆さんに対して、会社からの働きかけに従い健康保険から排除しようとし、また人員整理も行いました。

このような不当労働行為を決して許さないとして眞壁さんの闘いは開始されました。

4 まさに、上記の日通の労働組合に露われたと同じ問題に対して、眞壁さんは単身立ち上がって、「間違っていることは、間違っていることである」という原則を明快に貫ぬかれたのであり、現在日本の労働者が直面させられている困難に立ち向かったのです。

佐藤先生はいちはやく的確に、眞壁闘争のこの普遍性を見抜かれ、明快に理論的援護をして下さり、全面的に応援して下さいました。

5 眞壁さんのこの闘争の意義が更に広く受け止められ、多くの戦線で闘っておられる皆様の励みとなることを期待しています。

そして私達弁護団も更に、眞壁さんと共に、そのような戦線に赴いて、現在のこの状況を改めさせてゆくべく努力したいと思います。

以 上